

<ステップ2実験>

データ種類	データ内容	データ保管場所	保持期間	数の対応 (個人:データ)	個人情報 への該当性	生体 情報か	データ アクセス 主体	法人文書 への該当 性	保有個人情報 への該当 性
①撮影情報	映像センサーにより施設利用者の映像を撮影した情報	大阪ステーションシティ施設内(ゲートウェイ装置の揮発性メモリ)	10秒以下	カメラあたり同時撮影人数:1	○	○	コンピュータのみ	×	×
②Work-ID	1つの映像センサーに人が映っている間、使用される識別子	大阪ステーションシティ施設内(ゲートウェイ装置の揮発性メモリ)	数秒～数十秒(映っている間)	1:経由カメラ数(1から10程度。施設内にいる間)	○/×(注1)	×	コンピュータのみ	×	×
③特微量情報	①の映像の解析処理を行い生成した情報	大阪ステーションシティ施設内(ゲートウェイ装置のハードディスクおよびNICT施設内(ストレージ装置))	数分～数時間(施設内にいる間)	1:1(ただし精度による。施設内にいる間)	○/×(注2、注3)	○(注3)	コンピュータのみ	×	×
④集計用ID	③の情報のマッチング処理を行い、その結果同一人物の情報と処理プログラムが判断した情報に付与する識別子。移動経路情報の集計に用いる	③と⑤の保管場所	数分～数時間(施設内にいる間)	1:1(施設内にいる間)	○/×(注2、注3)	×	コンピュータのみ	×	×
⑤移動経路情報	同一人物の情報と処理プログラムが判断された人の位置と時刻情報(どのような移動経路を辿ったかが分かる情報)	NICT施設内(ストレージ装置)	1日～1週間(人流統計情報を作成する間)	1:1(施設内にいる間)	○/×(注2、注3)	×	コンピュータのみ	×	×
⑥人流統計情報	⑤の情報を集計し作成する統計情報(10分単位の集計が最小、1週間単位の集計が最大)	NICT施設内(ストレージ装置)	利用終了時まで	k以上:1	× 特定の個人を識別することが出来ない情報(k-匿名化を前提)	×	NICT / 施設管理者	○	×
⑦動作ログ情報	②～⑥を生成するプログラム、および、プログラムが動作するコンピュータの動作状態を記録した情報	①～④大阪ステーションシティ施設内(ゲートウェイ装置のハードディスク) ④～⑥NICT施設内(ストレージ装置)	利用終了時まで	-	× 動作ログ情報には、個人に係る情報は含まない	×	NICT	○	×

(注1) 識別性を有するため個人情報に該当するという解釈と、人影を画角内で追っているだけであることから、個人を識別していないとの解釈がある。

(注2) 識別性を有するため個人情報に該当するという解釈と、その情報自体それのみから特定の個人を識別できるかというできないという意味で個人情報でないとの解釈がある。

(注3) 歩行者検知の場合は個人情報に該当しない(作成しない)。

実験で取得する情報 2

<ステップ1実験>

データ種類	データ内容	データ保管場所	保持期間	数の対応 (個人:データ)	個人情報への該当性	生体情報か	データアクセス主体	法人文書への該当性	保有個人情報への該当性
①撮影情報	映像センサーにより施設利用者の映像を撮影した情報	1)大阪ステーションシティ施設内(ゲートウェイ装置のハードディスク) 2)NICT施設内、および、共同研究先(ストレージ装置、または、共同研究先のハードディスク)	検証終了時まで	カメラあたり同時撮影人数:1	○	○	NICT / 共同研究機関	○	○
②Work-ID	1つの映像センサーに人が映っている間、使用される識別子	同上	検証終了時まで	1:経由カメラ数	○/× (注1)	×	NICT / 共同研究機関	○	○
③特徴量情報	①の映像の解析処理を行い生成した情報	同上	検証終了時まで	1:1	○/× (注2、注3)	○ (注3)	NICT / 共同研究機関	○ (注3)	○ (注3)
④集計用ID	③の情報のマッチング処理を行い、その結果同一人物の情報と処理プログラムが判断した情報に付与する識別子。移動経路情報の集計に用いる	③と⑤の保管場所	検証終了時まで	1:1	○/× (注2、注3)	×	NICT / 共同研究機関	○ (注3)	○ (注3)
⑤移動経路情報	同一人物の情報と処理プログラムが判断された人の位置と時刻情報(どのような移動経路を辿ったかが分かる情報)	NICT施設内、および、共同研究先(ストレージ装置、または、共同共同研究先のハードディスク)	検証終了時まで	1:1	○/× (注2、注3)	×	NICT / 共同研究機関	○ (注3)	○ (注3)
⑥人流統計情報	⑤の情報を集計し作成する統計情報(1分単位の集計が最小、1日単位の集計が最大:集計の単位は検証のためステップ2より小さく設定)	NICT施設内、および、共同研究先(ストレージ装置、または、共同共同研究先のハードディスク)	検証終了時まで	K以上:1	×	×	NICT / 共同研究機関 / 施設管理者	○	×
⑦動作ログ情報	②～⑥を生成するプログラム、および、プログラムが動作するコンピュータの動作状態を記録した情報	それぞれの生成プログラムの動作場所	検証終了時まで	-	×	×	NICT / 共同研究機関	○	×

(注1)識別性を有するため個人情報に該当するという解釈と、人影を画角内で追っただけであることから、個人を識別していないとの解釈がある。

(注2)識別性を有するため個人情報に該当するという解釈と、その情報自体それのみから特定の個人を識別できるかというできないという意味で個人情報でないとの解釈がある。

(注3)歩行者検知の場合は個人情報に該当しない(作成しない)。

<参考条文>

保有個人情報の定義

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(第2条第3項)」

この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

法人文書の定義

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第2条第2項)」

この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 ～ 四 (以下略)